

岸田政権の原発大転換政策を阻止しよう

原発使い倒しは原発事故の再来を招くだけ

11年前の震災時の気持ちを思い返そう

2022年12月16日 山崎久隆（たんぽぽ舎共同代表）

昨年10月に決定した「エネルギー基本計画」（第六次）の中で「原発の新增設や建て替えは想定しない」としていたが、岸田首相はその決定から1年もたたない去る8月24日、この基本計画を無視し、原発の運転期間「原則40年」を変更、震災前の「原発依存社会」への回帰を表明した。

この中で政府は、既存原発を60年を超えて運転すること、「革新炉」「次世代炉」開発を推進、再稼働の促進を掲げている。過酷事故の危険性や十万年もの保管を要する高レベル放射性廃棄物の問題には何の解決にもならない。

「革新」や「次世代」などと、人々を幻惑しつつ、当面の目的は60年以上の運転を認める「既存原発の使い倒し」にあることは明白で、福島第一原発事故を再現させるリスクを高める。

原子炉等規制法の規定

原子炉等規制法（炉規法）には運転期間について次の規定がある。

「運転することができる期間は、（中略）四十年とする。」「前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。」「前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であって政令で定める期間を超えることができない。」（法43の3の32）。

震災直後に、当時の民主党、自民党、公明党により改正された。立法趣旨については東電福島第一原発事故の

教訓が大きかった。水素爆発した1号機は運転監視からちょうど40年目に当たっていた。

原発は新品でも重大事故を起こすことは、比較的新しい段階で炉心溶融を起こしたスリーマイル島原発や、暴走して爆発したチェルノブイリ原発でも明らかだが、老朽化すれば事故のリスクは更に高まることは自然なことだ。

福島第一原発では、地震と津波で電源系統に大きな被害を受けたが、それだけでなく安全対策設備のトラブルが次々に発生し、減圧も炉心への注水も困難だった。

資源エネルギー庁と原子力規制委員会の役割とは

東日本大震災前の旧体制では、原子力推進（利用）体制と、安全規制を行う機関（原子力安全：保安院）が経産省・資源エネルギー庁の元にあった。推進側が強く、規制側が弱い体制の元、規制機関は推進機関に取り込まれていた。どちらも資源エネルギー庁の一機関に過ぎなかった。

政府は震災直後、保安院の安全規制が十分機能しなかつたために東電福島第一原発事故が発生したとして、推進体制と規制機関の物理的な分離だけでなく、人員も推進機関の影響が及ばないようにノーリターン・ルールなども作られていた。

しかし現状について国会事故調査委員会の委員長を務めた黒川清氏は、最近も次のように寄稿している。

「東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から10年がたつ。国会事故調査委員会は「事故は明らかに人災」とする報告書を提出したが、7項目の提言はほとんど顧みられず、背景にある「規制の虜」の問題も残ったままだ。」「原発に対する「安全神話」の本質は、当事者の「安全願望」ともいえるようなものだった。地震大国の日本には原発の安全性を検証する責務があるのに、政、官界や関係機関はそこから逃げている。メディアの事故の検証も不十分だ。」「原発事故は、過去の成功体験にすがり、変革を怠ってきた日本人への警告でもあった。日本は「タテ社会」の社会構造から変えていかなければ、事故の教訓をくみ取ったとはいえない。」（政策研究大学院大学名誉教授 黒川清／読売新聞2021年3月8日より）

「規制の虜」とは、規制当局の側よりも規制される側が専門知識や情報を有していることで、規制側が事業者の言いなりになり、規制そのものが機能しなくなることを指している。

それを排すためには、規制側には高い知見と行政遂行能力が求められるのだが、運転期間の延長問題に関して

規制の虜

日本原電敦賀原発2号機は、現在行われている新規制基準適合性審査において提出文書のねつ造改ざん問題を引き起こした。審査に有利になるよう、データの評価を書き換え、活断層と疑われてきた断層を当初から活断層ではないと判定してきたかのように書き換えて提出した。過去に遡って事実関係をねつ造したのである。

これら偽造を見たのは規制側だった。しかしその後の事業者側に対する対応はとても規制とは思えない「ぬるいもの」といわざるを得ない。

規制委は60年超運転を予め容認

老朽原発の運転期間延長に関する規制委の姿勢も問題だ。資源エネルギー庁が40年プラス20年の延長期限を撤廃するとの方針を規制委に示したのに対し「利用政策の判断によるものであって、規制委員会は意見を申すところではない」(10月5日の定例記者会見での山中委員長)と発言している。これは規制側が利用側に対して「虜」になっていることを意味するといわれてもしかたがない。

規制委は炉規法の規定には二面性があり、安全を見る立場には変わりはないが、運転年数を決めるところは資源エネルギー庁の判断することで、利用側(エネ庁)がどう決めても規制側(規制庁)が的確に判断できるという。

しかしそれでは規制側の福島第一原発事故の反省はどこにあるというのか。上限を定めたのは、原子力規制に対する国民の不信があったことが、当時の国会議論で指摘されている。上限撤廃を進めるにあたり、国民の不信が払拭されたとでもいうのだろうか。

原子力規制の組織及び炉規法改正の最大の目的は、規制の立て直しと強化並びに事故により失われた規制の信頼回復が目的だった。

これでは事故の反省は「もう済んだ」ということにな

は、審査書及びそれに至る審査会合でも、事業者の主張がまかり通るケースをしばしば見ることが出来る。これが60年超運転の審査でも再現される。

まさしく「原子力規制委員会」は名実ともに「原子力推進委員会」になった。

審査に影響を及ぼそうと偽造をした以上、「打ち切り、敦賀2号機の再稼働は認めない」との審査書を決定すべきだが、この審査を再開すると決定している。

これなど、結果的に「規制の虜」になっている。審査再開が可能になるにはデータの偽造などの原因が究明され、その動機が規制側を騙して審査を有利に導こうとするものではなかったことが証明されなければならないが、事業者は説明をしていない。

ってしまう。わずか10年あまりで180度姿勢を変えるなど認められるわけがない。震災直後に発足した規制委のメンバーは、今1人も残っていない。

今ある原発を「最大限利活用」するとの岸田政権の方針に対して、規制側が議論が始まる前から容認する姿勢を山中委員長自ら発言するなどは、到底認められない。

山中委員長は「今より厳しい規制になる」との見解も示している。「設計の古さまで考慮した高経年化の評価というのは、恐らく日本独自のものになろうかと思いますので、制度として厳しくなる方向にいくかなと思っています」(テレビ朝日10月24日インタビューより)。

では問うが、東海第二、美浜3号、高浜1、2号はいずれも1970年代の設計であり、設計の古さを考慮した審査であれば許可できないはずだ。

いずれも「第2世代」原子炉と呼ばれるもので、現在の最新鋭はEPR(注1)やAPWR(注2)、ABWR(注3)の「第3世代プラス」炉とは全く異なる設計である。

このはなはだ矛盾する見解については、「何をどう見て判断したのか」が理解できる、具体的な説明が求められる。

(注1)：欧州加圧水型炉 (European Pressure Reactor、EPR)

(注2)：改良型加圧水型軽水炉 (APWR) (注3)：改良型沸騰水型軽水炉 (ABWR)